

ID: 7

担当部署: 政策企画課

処分の概要	利用料金の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町デマンド型乗合タクシー運行条例 第7条第1項		
例規番号	平成24年条例第2号		
【基準】 第7条の規定による。 (利用料金) 第7条 利用者は、1人1乗車につき利用料金を納付しなければならない。 2 利用料金は、別表のとおりとする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日